（悪臭防止法施行規則の一部改正）

第八条　悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第一号及び第二号、第三項第一号から第三号まで、第四項並びに第五項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一号から様式第五号まで及び様式第七号から様式第十二号までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部改正）

第九条　瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の三第一号及び第二号、第九条の四第一項第一号から第三号まで及び第二項並びに第九条の五中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一、様式第二、様式第五及び様式第七から様式第九までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（公害健康被害の補償等に関する法律施行規程の一部改正）

第十条　公害健康被害の補償等に関する法律施行規程（昭和四十九年総理府令第四号）の一部を次のように改正する。

第六条の三第一号及び第二号並びに第六条の四第一項第一号から第三号まで及び第二項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第六条の四第一項第一号中「X六二二四又は」を削る。

第六条の五中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一号から様式第四号までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（振動規制法施行規則の一部改正）

第十一条　振動規制法施行規則（昭和五十一年総理府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第十条の三第一号及び第二号、第十条の四第一項第一号から第三号まで及び第二項並びに第十条の五中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一から様式第十までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（環境省関係浄化槽法施行規則の一部改正）

第十二条　環境省関係浄化槽法施行規則（昭和五十九年厚生省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表及び第二項の表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第二号及び様式第四号から様式第七号までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（湖沼水質保全特別措置法施行規則の一部改正）

第十三条　湖沼水質保全特別措置法施行規則（昭和六十年総理府令第七号）の一部を次のように改正する。

第九条の三第一号及び第二号、第九条の四第一項第一号から第三号まで及び第二項並びに第九条の五中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一から様式第六の二までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第十四条　特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則（平成六年総理府令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条の三第一号及び第二号、第十四条の四第一項第一号から第三号まで及び第二項並びに第十四条の五中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第二から様式第十の二までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部改正）

第十五条　ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号及び第二号、第十一条第一号及び第二号、第十二条第一項第一号から第三号まで及び第二項並びに第十三条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一から様式第七までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第十六条　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成十三年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第一号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一号（一）から様式第八号までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（土壌汚染対策法施行規則の一部改正）

第十七条　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第四号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一から様式第二十まで、様式第二十二から様式第二十八まで及び様式第三十中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第十八条　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第四号ロ及び第二十五条第一項第三号ロ⑵中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一号から様式第三号まで、様式第六号、様式第七号、様式第九号及び様式第十号の様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第十九条　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成三十年環境省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第七中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一及び様式第二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○防衛省令第二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行に伴い、武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日　　防衛大臣　河野　太郎

武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行規則の一部を改正する省令

武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定に傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（覚醒剤の譲受け）	（覚せい剤の譲受け）
第三十二条　法第百七十五条第二項の規定により、自衛隊覚醒剤施用機関（同条第一項に規定する自衛隊覚醒剤施用機関をいう。	**第三十二条**　法第百七十五条第二項の規定により、自衛隊覚せい剤施用機関（同条第一項に規定する自衛隊覚せい剤施用機関をい